

議案第 48 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成 28 年 6 月 8 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、境港市税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、次のとおり専決処分する。

平成28年 3 月 3 1 日 専決

境港市長 中 村 勝 治

境港市税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 境港市税条例の一部を改正する条例(昭和38年境港市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」を「費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」に改める。

(境港市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 境港市税条例等の一部を改正する条例(平成27年境港市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第98条第1項の項中「地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)第1条の規定」を「地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項、第12項の表第7項の表以外の部分の項及び第14項の表第7項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告（附則第10条の3関係）

熱損失防止改修住宅等について、固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする場合に提出する申告書に記載する事項に、地方税法施行令附則第12条第36項に規定する補助金等を加える。

2 施行期日

平成28年4月1日

(参 考)

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（以下省略）

議案第49号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成28年6月8日 提出

境港市長 中 村 勝 治

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、次のとおり専決処分する。

平成28年 3 月 3 1 日 専決

境港市長 中 村 勝 治

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第22条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の境港市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 課税限度額の引上げ（第3条関係）

1年間に賦課する国民健康保険税の課税限度額を引き上げる。

	現 行	改正後	備 考
医療分	52万円	54万円	2万円引上げ
後期高齢者支援分	17万円	19万円	2万円引上げ
介護分（40歳以上65歳未満のみ対象）	16万円	16万円	据置き
計	85万円	89万円	

2 軽減措置の対象範囲の拡大（第22条関係）

前年中の合計所得額の基準を引き上げることにより、対象範囲を拡大する。

（1）5割軽減

[現 行] 33万円＋（26万円 ×世帯主を含めた被保険者数）以下

[改正後] 33万円＋（26万5千円 ×世帯主を含めた被保険者数）以下

※1被保険者数あたり5千円の上乗せとなる。

（2）2割軽減

[現 行] 33万円＋（47万円 ×世帯主を含めた被保険者数）以下

[改正後] 33万円＋（48万円 ×世帯主を含めた被保険者数）以下

※1被保険者数あたり1万円の上乗せとなる。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第 5 3 号

境港市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての市費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての市費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 6 月 8 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての市費負担に関する条例の一部を改正する条例

境港市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての市費負担に関する条例（平成5年境港市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条中「ただし書きに」を「ただし書に」に改め、同条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第7条第2項及び第9条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第10条第1項中「ただし書きに」を「ただし書に」に改める。

第12条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「11万3,400円」を「11万6,600円」に、「ただし書きに」を「ただし書に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約での選挙運動用自動車に係る市費負担限度額の改正（第5条関係）

(1) 自動車借入れ契約

[現 行]		[改正後]
1 日 15,300円	→	15,800円

(2) 燃料の供給に関する契約

[現 行]		[改正後]
1 日 7,350円	→	7,560円

2 ビラの作成に係る市費負担限度額の改正（第7条及び第9条関係）

[現 行]		[改正後]
1 枚当たり 7円30銭	→	7円51銭

3 掲示場用ポスター作成に係る市費負担限度額の改正（第12条関係）

(1) 印刷単価

[現 行]		[改正後]
1 枚当たり 510円48銭	→	525円6銭

(2) 企画費

[現 行]		[改正後]
113,400円	→	116,600円

4 施行期日

公布の日